

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、福山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十二日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯崎英彦

一 港湾計画の変更の概要

平成十年四月十六日付け広島県報によってその概要を公告した福山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 専用埠頭計画

地区名	施設及び規模
鋼管	岸壁 水深一八メートル 延長三九〇メートル 一バース 岸壁 水深一八メートル 延長七八〇メートル 二バース

2 水域施設計画

地区名	施設及び規模
鋼管	航路 福山港本航路 水深一八メートル 幅員三〇〇メートル 航路 福山港本航路 水深一六メートル 幅員五〇〇メートル (うち三五〇メートル既設) 航路・泊地 水深一八メートル 一〇七ヘクタール 泊地 水深一八メートル 四ヘクタール 泊地 水深一八メートル 六ヘクタール

3 港湾の効率的な運営に関する事項

福山港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、港湾利用者のニーズを十分把握するとともに利用促進活動を進める。

4 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設及び規模
鋼管	航路 福山港本航路 水深一八メートル 幅員三〇〇メートル

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）